

白浜町地域公共交通会議設置要綱の一部改正 新旧対照表

改正後	現行
<p>(会議)</p> <p>第6条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。</p> <p>2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。<u>ただし、委任状（別記様式）により他の交通会議の委員に権限を委任した委員は、出席したものとみなす。</u></p> <p><u>3 委員は、委任状により、同一の団体に所属する者を代理人として会議に出席させることができる。</u></p> <p>4 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>5 交通会議は、原則として公開とする。</p> <p>6 <u>会長は、交通会議の開催にあたり、やむを得ない事情があると認める場合には</u> _____、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。</p>	<p>(会議)</p> <p>第6条 交通会議の会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。</p> <p>2 交通会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。</p> <p>3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。</p> <p>4 交通会議は、原則として公開とする。</p> <p>5 <u>交通会議において協議が調った事項についての軽微な事項の変更に関する取扱いについては</u>、<u>会長は</u>、書面による賛否を求めて、交通会議の決議に代えることができる。</p>